

令和6年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

- 利尻富士町雇用機会拡充事業 -

公募要領

特定有人国境離島



利尻・礼文
奥尻島
佐波
船倉島
伊豆諸島南部地域
隠岐諸島
見島
対馬
杵岐島
五島列島
甌島列島
三島
吐噶喇列島
屋久島
種子島

特定有人国境離島とは？
日本の領海などにおける
海洋活動の保全のため、
特に重要であるとされる
国境にあたる71の離島のこと

特定有人国境離島地域*における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和6年7月 北海道利尻富士町

目 次

1. 事業目的	・ ・ ・	2
2. 募集期間	・ ・ ・	2
3. 補助対象者	・ ・ ・	2
4. 事業に関する要件	・ ・ ・	3
5. 雇用に関する要件	・ ・ ・	4
6. 事業期間	・ ・ ・	5
7. 補助対象経費	・ ・ ・	5
8. 補助対象事業の上限額	・ ・ ・	6
9. 事業計画書の作成	・ ・ ・	6
10. 審査選定	・ ・ ・	6～7
11. 事業実績報告書の作成	・ ・ ・	7
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・ ・	8
13. 応募手続き・照会先	・ ・ ・	8
14. 事業対象経費（別表）	・ ・ ・	9～10
15. 必要書類一覧表	・ ・ ・	11
16. 提出様式一式	・ ・ ・	12～21

1. 事業目的

雇用機会拡充は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、利尻島を含む全国で71の離島が指定されております。

2. 募集期間

令和6年7月10日（水）～ 令和6年8月9日（金）

※事業計画書等の必着期日になりますのでご注意ください。

3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものになります。

- ① 利尻富士町内において創業する者(事業を承継する者を含む。)
- ② 利尻富士町内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者
- ③ 利尻富士町の産品、サービス等の販売を目的として利尻富士町以外の地域において創業する者（以下「地域外創業者」という。）。

雇用機会拡充の実施者は、公序良俗に問題のある業種や、訴訟・法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは

- ・ 個人開業若しくは会社等の設立を行うこと（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

4. 事業の実施要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。
 - イ) 創業の場合、事業実施後、概ね3年以内に従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれるもの
 - ロ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの
 - ハ) 地域外創業する者の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある利尻富士町内の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（留意事項）

- ・ ビジネスベースで成立する事業の事業資金の一部を支援するものであり、補助金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 事業採択日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、利尻富士町における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の個人的な連絡先の把握等により、モニタリングを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を常用雇用[※]し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。(所定労働時間が週 20 時間以上の常用雇用者を雇用人数の最小単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、1 名とカウントしません。)

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 創業の場合は、利尻富士町に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
※ただし、計画期間終了後においても引き続き雇用を継続する旨の記載が必要となります。
- ④ 交付決定日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあつては、雇用拡充事業の対象となりませんのでご注意ください。

6. 事業期間

雇用機会拡充事業の事業期間は、原則として、交付決定日から当該年度の3月末日までの期間です。補助金交付を受ける期間の事業計画を提出下さい。

ただし、利尻富士町では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間の計画期間での事業計画の申請を受け付けることとしています。

- ・ 利尻富士町地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容に合致する事業
- ・ 利尻富士町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に合致し、その取り組みを加速することができるものと認められる事業

(参照先) 町ホームページのトップページ⇒人口ビジョン・総合戦略

※ただし、後年度の交付決定を保証するものではありません。

7. 補助対象経費

雇用機会拡充事業の対象経費は、別表のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限り、事業を実施する上で、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定して下さい。
- ② 事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応して下さい。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は、下表の左欄の区分毎に応じ、右欄の額となります。事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額（下表の括弧内の額）は自己負担する必要がありますので、ご注意ください。

区 分	補助対象事業費の上限額
創 業	600 万円 (150 万円以上)
事業拡大	1,600 万円 (400 万円以上)
設備投資を伴わない事業拡大※	1,200 万円 (300 万円以上)

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、利尻富士町雇用機会拡充事業補助金交付申請書（様式第1号）及び同事業計画書（様式第2号）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出して下さい。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後3年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（13. 応募手続き参照）の申請を受けて、「4. 事業の要件」「5. 雇用に関する要件」に関する適合性について1次審査を行った上で、広く有識者等から意見・助言を求めるため審査会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、審査会による審査結果の報告を経て、最終的に町長が事業採択を行います。

審査については、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

3人以上常用雇用がなされる事業が優先的に採択することとしますが、これ以外であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があり、以下に掲げる事業性、成長性、継続性が特に見込まれるものについても採択します。

② 事業性、成長性、継続性の判断

- イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。
- ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。
- ハ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたって、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

事業計画書の2事業内容の資金計画の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

1 1. 事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について事業実績報告書（様式第7号）及び同実績報告内訳書（様式第8号）に記載し、報告する必要があります。

12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

雇用機会拡充事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いになります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意下さい。

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業により、指定金融機関から利子補給により無利子（低利）融資が最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額7200万円が受けられる可能性があります。ご利用を検討される方は、以下に記載した照会先までご連絡ください。

- ・ 稚内信用金庫利尻富士支店
- ・ 利尻漁業協同組合本所及び鬼脇支所

13. 応募手続き

雇用機会拡充事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

(1) 提出書類

11Pの【提出必要書類】のとおりです。

(2) 提出先

〒097-0101

利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6番地
利尻富士町役場企画政策課企画調整係 宛

(3) 提出方法

郵送又は持ち込み

○照会先

〒097-0101

利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6番地
利尻富士町役場企画政策課企画調整係

TEL 0163-82-2850

FAX 0163-82-1253

E-mail:kikaku@town.rishirifuji.hokkaido.jp

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・ 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・ 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 <p>注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。</p> <p>注）売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。</p> <p>注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） <p>注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・ 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。） ・ 創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 <p>注) 代表者、役員(創業者、雇用主等)及びその親族(生計を一にする三親等以内)に対する人件費は対象となりません。</p>
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品又はサービスの研究開発に係る経費(市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等)
島外からの事務所移転促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転を促進するための諸経費
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得(小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの)・研修・講習受講にかかる経費(創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。) <p>注) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。</p>

【提出必要書類】

申請書類	部数
1. 利尻富士町雇用機会拡充事業補助金交付申請書（様式第1号）	原本 1部
2. 地域社会維持推進交付金事業計画書（様式第2号）	原本 1部
3. 1及び2を記録した電子データでの提出	1部
4. 補足資料（必要に応じて添付して下さい。）	写し 1部

添付書類			
創 業	○住民票	写し	1部
	○開業届または履歴事項全部証明書（交付決定後に提出して下さい。）	写し	1部
	○町税等の滞納がないことの証明書	原本	1部
	○積算明細など経費詳細のわかる資料（任意様式）	写し	1部
事 業 拡 大	【個人事業主の場合】		
	○住民票	写し	1部
	○町税等の滞納がないことの証明書	原本	1部
	○積算明細など経費詳細のわかる資料（任意様式）	写し	1部
	○直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は申告書控え一式）	写し	1部
	○営業許可証等（実際に実施事業の許可を取得している場合）	写し	1部
	【法人の場合】		
	○履歴事項全部証明書	原本	1部
	○直近の確定申告書（税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は申告書控え一式）	写し	1部
	○直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）	写し	1部
	○直近の事業報告書、貸借対照表（NPO等の場合）	写し	1部
	○町税等の滞納がないことの証明書	原本	1部
	○積算明細書など経費詳細のわかる資料	写し	1部
○営業許可証等（実際に実施事業の許可を取得している場合）	写し	1部	

様式第 1 号（第11条関係）

年 月 日

利尻富士町長 田 村 祥 三 様

申請者
住所
氏名 ⑩
(団体の場合は団体名及び代表者名)

利尻富士町雇用機会拡充事業補助金交付申請書

利尻富士町雇用機会拡充事業補助金の交付を受けたいので、利尻富士町雇用機会拡充事業補助金交付要綱第11条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定年月日
- 4 補助金交付申請額 _____ 円

(添付書類)

- ・誓約書（別紙 1）
- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・その他必要な書類

別紙1（様式第1号関係）

誓約書

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件をすべて満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の3年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても意義は一切申し立てません。

記

- 1 訴訟又は法令順守上の問題を抱えていません。
- 2 町税及び使用料等を滞納していません。
- 3 利尻富士町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種並びに風俗営業類似の業種ではありません。

年 月 日

利尻富士町長 田 村 祥 三 様

申請者
住所
氏名 ⑩
(団体の場合は団体名及び代表者名)

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金／雇用機会拡充事業
事業計画書(利尻富士町)

記入日:令和 年 月 日

1. 申請者概要(※1)

ふりがな 事業者名		区 分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
ふりがな 代表者氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(歳)
所在地	〒	TEL	
		FAX	
担当者連絡先	(氏名)	(E-mail)	
	(TEL)	(FAX)	
現在行っている 事業の概要 (※2)	設立(創業): 年 月 日 事業の概要:		
資本金又は 出資金 (※2)	千円	事業者全体の雇用者数 (週20時間以上勤務する雇 用者数、役員を含む) (※2)	人
		うち、特定有人国境離 島地域全体に おける雇用者数	人
職歴(※3)	年 月		
	年 月		
	年 月		
過去の申請の 有無	<input type="checkbox"/> 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する <input type="checkbox"/> 現在、雇用機会拡充事業を実施中である(年度目) <input type="checkbox"/> 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある		

(※1) 事業計画書提出時点の情報を記載してください。

(※2) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

(※3) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	<input type="checkbox"/> 創業 <input type="checkbox"/> 事業拡大 <input type="checkbox"/> 特定有人国境離島地域外の創業	
事業計画期間 (※1)	(事業開始日) 年 月 日 ~ (事業終了日) 年 月 日	
雇用創出人数 (※2)	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数(週 20 時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む)	人
該当する選定基準(※3)	<input type="checkbox"/> ア 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である	
	<input type="checkbox"/> イ 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	
	<input type="checkbox"/> ウ 特定有人国境離島地域以外からの地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	<input type="checkbox"/> エ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁忙期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	<input type="checkbox"/> オ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (wi-fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要 (※4)	<p>① 既存事業の概要(※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。)</p> <p>② 新たに拡大する事業の概要</p> <p>【事業所の場所】</p> <p>・離島名:</p> <p>・所在地:</p> <p>【事業概要】(※背景(動機)、事業性、成長性、継続性等についても記載してください。)</p>	
事業内容と都道府県計画との整合性、基本方針との関連性		

(※1) 交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

(※2) 申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

(※3) 最も合致する基準項目を一つ選択してください。

(※4) 申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

3. 当該年度に係る交付対象経費明細(※1)

費目	交付対象経費(単位:円)		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費又はこれに係る減価償却費			
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費(※2)			
(6) 研究開発費			
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計			

(※1) 当該会計年度の経費を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業計画期間における全ての経費を会計年度ごとに作成することとし、次年度以降の交付対象経費については「7. 事業計画期間に係る経費」に記入してください。

(※2) 人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

4-1. 事業計画に係る資金計画(年 月～年 月)

事業に必要な資金		金額(千円)	資金調達の方法	金額(千円)
設備資金			(1) 自己資金	
			(2) 金融機関からの借入 ①	
			(3) その他(親族からの借入、本 交付金以外の補助金等)	
			(4) 本交付金(補助金)	
			<補助金交付までの手当>	
			自己資金	
	(小計)		金融機関からの借入②	
運転資金			その他(親族からの借入等)	
	(小計)			
合計			合計	

(※)事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

(※)「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

(※)資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある(予定している)場合、次頁「4-2. 金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック(✓)してください。

(※)本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金(国、都道府県、市町村)の支給を受ける(予定)／受けている場合、「4-3. 他の補助金等の利用状況」を記入してください。

4-2. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金【金額: 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①~③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名:
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金【金額: 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①~③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名:
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

(※)複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「4. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

4-3. 本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日

5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

(※) 1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください(2年目以降も同様)。

(※) 本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価 指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定(✓)してください。	
	①	付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
	②	経常利益
	③	売上高

(単位:千円)

業績評価指標 達成計画 (※)	直近年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
	年月～ 年月期	年月～ 年月期	年月～ 年月期	年月～ 年月期	年月～ 年月期	年月～ 年月期	年月～ 年月期
① 付加価値額							
(営業利益)							
(人件費)							
(減価償却費)							
② 経常利益							
③ 売上高							

(※)上記「業績評価指標」で設定した指標(①～③のいずれか)について、数値目標を記入してください。なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成計画 (※)	直近年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
	年月～ 年3月期	年月～ 年3月期	年4月～ 年3月期	年4月～ 年3月期	年4月～ 年3月期	年4月～ 年3月期	年4月～ 年3月期
事業者全体の雇用者数 (週20時間以上勤務する雇用者数、役員を含む)	人	人	人	人	人	人	人
うち、特定有人国境離島地域全体における雇用者数	人	人	人	人	人	人	人

(※)「事業者全体の雇用者数」及び「うち、特定有人国境離島地域全体における雇用者数」について、数値目標を記入してください。

7. 事業計画期間に係る経費(複数年度にわたる事業計画のみ)

(単位:千円)

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
設備費又は これに係る 減価償却費	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)						
改修費又は これに係る 減価償却費	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)						
その他						
合 計						

従業員の区分について

従業員とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とする。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

○正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

事業分類について

総務省の経済センサスの産業分類一覧をご欄下さい。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kakuho/bunrui.htm#a>

年 月 日

利尻富士町長 田 村 祥 三 様

申請者

住所

氏名 ⑩

（団体の場合は団体名及び代表者名）

利尻富士町雇用機会拡充事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった利尻富士町雇用機会拡充事業補助金について、利尻富士町雇用機会拡充事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の完了年月日

2 補助事業の経費の決算額 _____ 円

3 補助事業の成果

（添付書類）

- ・利尻富士町雇用機会拡充事業補助金実績報告内訳書（様式第8号）
- ・その他必要な書類

地域社会維持推進交付金事業実績報告内訳書

申請者

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	<input type="checkbox"/> 大正、 <input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
会社名		区分	<input type="checkbox"/> 1. 法人 <input type="checkbox"/> 2. 個人	
連絡先住所等	〒 -	TEL		
		FAX		
		E-MAIL		

事業実績

実施時期	事業の実績
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

事業の実績を記載とともに、業績評価指標の達成状況等について記載して下さい。

⑥業績評価指標の達成計画

	直近年 (年月～年月期)	1年目 (年月～年月期)	2年目 (年月～年月期)	3年目 (年月～年月期)	4年目 (年月～年月期)	5年目 (年月～年月期)
売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益						
経常利益						
人件費						
減価償却費						
付加価値額						
設備投資額						
従業員数	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)

地域社会維持推進交付金事業実績報告書

1 申請者

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	<input type="checkbox"/> 大正、 <input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
会社名				区分	<input type="checkbox"/> 1. 法人 <input type="checkbox"/> 2. 個人
連絡先住所等				TEL	
				FAX	
				E-mail	

2 事業内容

⑨事業スケジュール

実施時期	事業の実績
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

事業の実績を記載とともに、業績評価指標の達成状況等について記載して下さい。

⑩業績評価指標の達成実績

		直近年 (年月～年月期)	1年目 (年月～年月期)	2年目 (年月～年月期)	3年目 (年月～年月期)	4年目 (年月～年月期)	5年目 (年月～年月期)
売上高		千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益							
経常利益							
人件費							
減価償却費							
付加価値額							
設備投資額							
従業員数		人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)
うち 雇用 創出 人数	20 時間 以上	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)
	20 時間 未満	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)

3 経費明細表

(単位：円)

費目	補助対象経費		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費			
(2) 改修費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費			
(6) 研究開発費			
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計			